

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案（仮称）について（概要）

こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「児童福祉法一部改正法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「総合支援法一部改正法」という。）等を踏まえ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 19 第 3 項等の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等を行うもの。

<被改正内閣府令>

- （1）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）
- （2）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「最低基準省令」という。）
- （3）児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号。以下「指定入所施設基準」という。）
- （4）児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号。以下「指定相談支援基準」という。）
- （5）児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福則」という。）

2. 改正の概要

（1）指定通所支援基準の一部改正

- ① 児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る。以下①において同じ。）における人員・設備基準等の 3 類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化関係

児童福祉法一部改正法により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本基準においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の 3 類

型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

② 指定障害児通所支援に係る全サービス共通関係

- (一) 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。
- (二) 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。
- (六) 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

③ 児童発達支援・放課後等デイサービス関係

- (一) 指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としないこととする。
- (二) 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自

己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。

- (三) 指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- (四) 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととする。

④ 居宅訪問型児童発達支援関係

- (一) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- (二) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

⑤ 保育所等訪問支援関係

- (一) 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、そ

の改善を図らなければならないこととする。

- (二) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。
- (三) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

- ⑥ その他児童福祉法一部改正法及び総合支援法一部改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 最低基準省令の一部改正

- ① 児童発達支援センターの一元化及び児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化関係

児童福祉法一部改正法により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「児童発達支援センター」について、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本基準においても同様に類型を一元化するとともに、既存の福祉型における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

- ② その他児童福祉法一部改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 指定入所施設基準の一部改正

- ① 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設共通関係
 - (一) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、施設の指定入所支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り

尊重するための配慮をしなければならないこととする。

- (二) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることとする。
- (五) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、できる限り障害児を良好な家庭的環境において指定障害児入所支援を行うよう努めなければならないこととする。
- (六) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の管理者は、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15 歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めなければならないこととする。

② 指定福祉型障害児入所施設関係

- (一) 新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 3 条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (二) 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

③ その他総合支援法一部改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

(4) 指定相談支援基準の一部改正

- ① 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- ② 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができることとする。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定自立生活援助事業所、指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の職務に従事させることができるものとする。
 - (一) 指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号）第 1 号イからニのいずれかに該当するものであること。
 - (二) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）に規定される者（当該指定に係る障害児相談支援事業所の職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導助言が行われる体制が確保されていること。
- ③ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- ④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえることに加え、障害児の最善の利益を優先して考慮して作成するよう努めなければならないこととする。
- ⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定障害児通所支援以外の福祉サービス等の利用も含めて当該計画上に位置付けるよう努めなければならないこととする。

- ⑥ 相談支援専門員が担当者等を招集して行う会議（サービス担当者会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で会議を開催し、専門的な知見からの意見を求めなければならないこととする。
- ⑦ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に障害児に対して提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うこととする。
- ⑧ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができることとする。
 - (一) 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が離島等に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。
 - (二) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月にアセスメント又はモニタリングに当たって当該障害児の居宅を訪問して面接を行ったこと。
- ⑨ その他児童福祉法一部改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

（５）児福則の一部改正

都道府県知事等は、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

（６）経過措置

- ① 児童福祉法一部改正法の施行の際現に都道府県知事の指定を受けている医療型児童発達支援に係る障害児通所支援事業所については、この内閣府令による改正前の指定通所支援基準第 3 章に規定する医療型児童発達支援事業に関する基準を満たしていることをもって、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、改正後の同令第 2 章に規定する児童発達支援に係る基準を満たしているものとみなすことができる経過措置を設ける。

※ 医療型児童発達支援センターに関する最低基準省令に規定する基準についても同様の経過措置を置く。

② この内閣府令の施行の際現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。以下②において同じ。）及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、

- ・改正後の指定通所基準第6条に規定する人員基準等に関しては、当該規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、
- ・同令第10条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、

それぞれ、なお従前の例によることができる経過措置を設ける。

※ 福祉型児童発達支援センターに関する最低基準省令に規定する人員基準等及び設備基準についても同様の経過措置を置く。

③ その他所要の経過措置を設ける。

(7) その他

- 所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- 法第21条の5の4第2項、第21条の5の16第4項において準用する法第21条の5の15第1項、第21条の5の17第2項、第21条の5の19第3項、第24条の10第4項において準用する法第24条の9第1項、第24条の12第3項、第24条の29第4項において準用する法第24条の28第1項、第24条の31第1項及び第2項、第45条第2項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条第1項及び第2項

4. 施行期日等

公 布 日：令和6年1月中旬（予定）

施行期日：令和6年4月1日又は6月1日（ただし、2.（1）⑥及び（3）

③の一部については、総合支援法一部改正法附則第1条第4号の政令で定める日（令和7年10月1日）